状況報告（追加調査）における別紙２－１表中区分「非被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

33　児童数（中学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－１表中区分「非被用者」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

［34～37　略］

38　児童数（３歳未満）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－２表中区分「地方公務員（市区町村）」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

39　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－２表中区分「地方公務員（市区町村）」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

40　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－２表中区分「地方公務員（市区町村）」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

41　児童数（中学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－２表中区分「地方公務員（市区町村）」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

42　児童扶養手当支給者数は、令和二年度実施事業とし

［新設］

［26～29　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

30　児童扶養手当支給者数は、令和元年度実施事業とし